第754号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 1月29日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤嘆願書で物納不適格財産の再評価

Q：相続税の納付で物納申請をして却下された土地については、評価の見直しが行われると聞きましたが、本当でしょうか。

A：嘆願書又は更正の請求書を提出することによって、再評価を行い、必要があれば減額更正を実施することとされています。

【解説】

「物納不適格財産」とされ、物納申請を却下された財産は、いわば資産として一般的な取引の価値がないということを国側が判断したという理解から、物納の却下後相続税の評価について見直しを図る必要があるのではとされていましたが、このほど、「物納却下等見込み財産についての評価及び課税の検証事務等について」という内部通達があり、税務当局は納税者から嘆願書等の提出があれば再評価を行い、必要であれば評価減をする体制を敷いていることが明らかになりました。

この内部通達によると、評価の見直しが必要であると思われる検討対象不動産については、管理・徴収部門が「賦課徴収連絡せん」で資産税部門に連絡するなどして、「対処案」がまとめられることになっています。
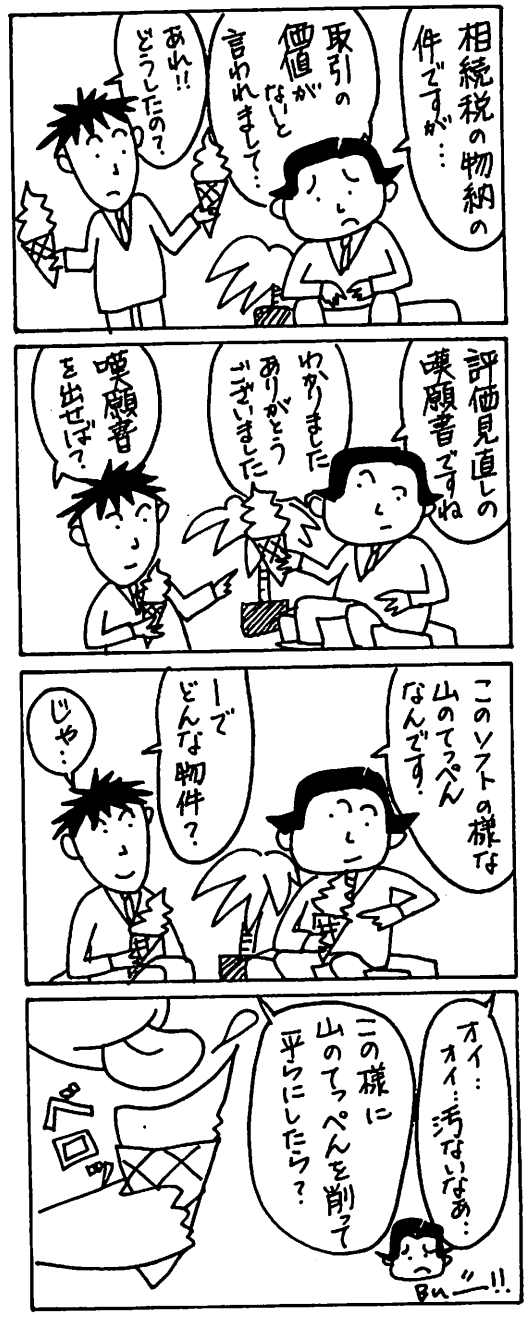
ただし、この作業は、納税者から評価見直しの嘆願書等が提出されたものに限り行われます。